



「我が国のインクルーシブ教育システム構築に関する総合的研究」調査報告

本研究では、「インクルーシブ教育システム構築の評価指標（試案）」の作成と検証を行い、施策提案することを目的としている。この基礎資料を得るため、国内調査（各教育委員会、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）及び海外調査を実施した結果の一部を報告する。

国内調査

各教育委員会及び幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校におけるインクルーシブ教育システム構築の状況及びその評価の取組について質問紙調査（平成28年11～12月）を実施した。都道府県教育委員会以外の機関については、抽出調査である。

調査の対象：回収数・回収率

調査対象機関	対象数	回答数（回答率％）
都道府県教育委員会	47	45（95.7％）
市区町村教育委員会	504	244（48.4％）（※※）
公立幼稚園	706	296（41.8％）
公立小学校	756	370（48.9％）
公立中学校	736	375（50.7％）
公立高等学校（定時制を含む）	697	364（52.2％）
特別支援学校（※）	862	681（79.0％）
計	4,308	2,375（55.1％）

※ 視覚障害：62校、聴覚障害：91校、知的障害：331校、肢体不自由：138校、病弱：69校、併置：171校
※※政令指定都市教育委員会：16機関（80.0％）、政令指定都市以外の市区町村教育委員会：228機関（47.1％）

調査項目

機関	共通項目			個別項目
都道府県教育委員会 市区町村教育委員会	方針	体制、研修、地域連携、インクルーシブ教育システム構築に向けての課題、評価指標について		早期支援システム、就学支援システム、（市区町村）学校への支援
幼稚園 小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	概要、理念 概要、理念、方針	体制、研修、連携、インクルーシブ教育システム構築に向けての課題、評価指標について	保護者対応、施設・設備 交流及び共同学習、理解・啓発 児童生徒・保護者対応、施設・設備	個別の教育支援計画・個別の指導計画 活動の環境 教育課程、指導体制、実態把握、指導上の配慮

海外調査

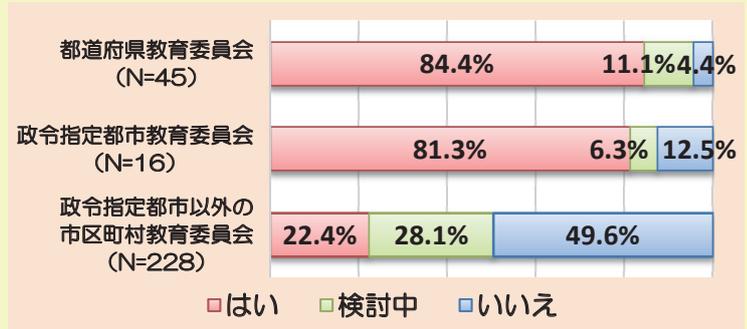
諸外国のインクルーシブ教育システムに関わる施策と学校現場等での取組状況、及び評価指標の活用状況について実地調査を行った。

調査対象	幼稚園、通常の学校、特別支援学校、各種関係機関
調査期間	イギリス（イングランド）：2016年10月30日～12月24日、 イタリア（ポルツァーノ県）：2017年1月31日～2月3日、 アメリカ（カリフォルニア州）：2017年4月2日～4月12日
調査方法	実地調査、関係者への聞き取り調査、文献・資料収集
調査項目	インクルーシブ教育の評価指標の活用状況、「インクルーシブ教育システム評価指標（試案）」に取り入れるべき評価項目や評価尺度、インクルーシブ教育の学校現場等の取組状況等

1.教育委員会におけるインクルーシブ教育システム構築の状況

1-1. 教育振興基本計画等でのインクルーシブ教育システム構築に向けた方針の策定

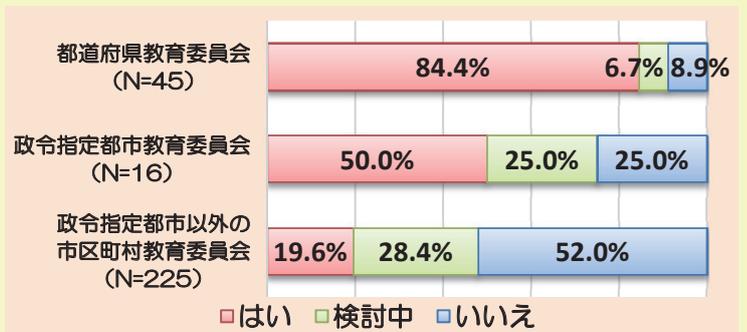
都道府県教育委員会と政令指定都市教育委員会は高い割合（約80%）で方針を策定しているが、政令指定都市以外の市区町村教育委員会（以下、市区町村教育委員会）については、約半数（49.6%）が現段階では策定していなかった。



1-2. 学校における合理的配慮の充実を図るための計画的な基礎的環境整備

都道府県教育委員会が84.4%、政令指定都市教育委員会が50.0%、市区町村教育委員会が19.6%と取組状況に大きな差が認められた。

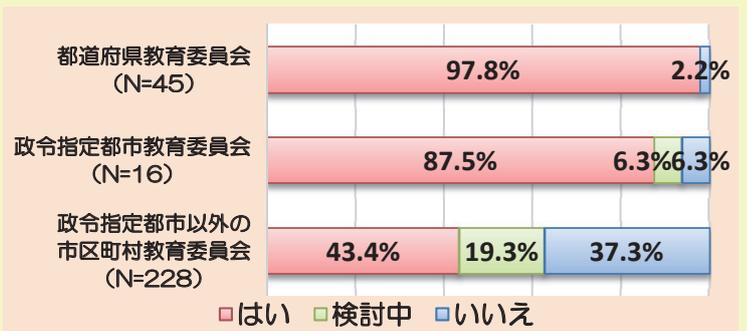
都道府県教育委員会に比べ、政令指定都市や市区町村の教育委員会は所管する学校数が多いため、整備が困難な状況がうかがえる。



1-3. インクルーシブ教育システム構築に関する研修の計画・実施

都道府県教育委員会と政令指定都市教育委員会は高い割合（約90%）で研修を計画・実施していたが、市区町村教育委員会は43.4%であった。

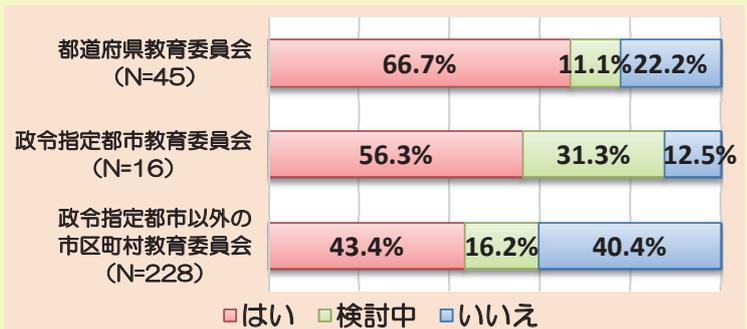
市区町村教育委員会では、単独での研修の計画・実施に課題があると推測される。



1-4. 交流及び共同学習推進のための計画の策定

都道府県教育委員会が66.7%、政令指定都市教育委員会が56.3%、市区町村教育委員会が43.4%であった。

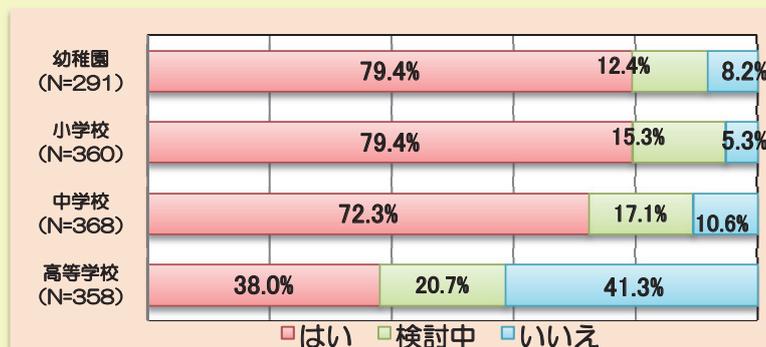
政令指定都市教育委員会は、「はい」と「検討中」を合わせると80%を越えていた。



2. 学校におけるインクルーシブ教育システム構築の状況

2-1. 学校等の経営方針へのインクルーシブ教育システムの理念の盛り込み

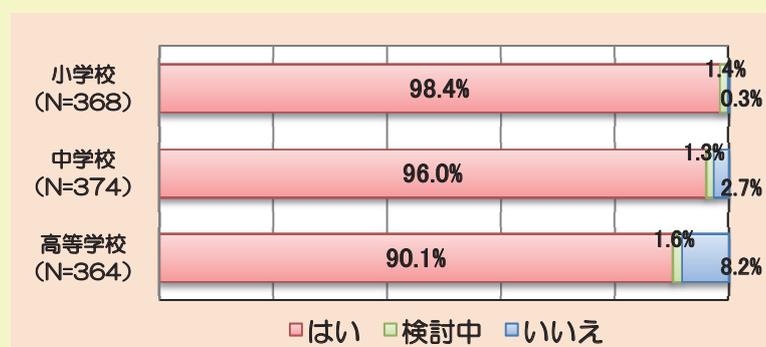
学校等の経営方針に理念を盛り込んでいたのは、幼稚園は79.4%、小学校は79.4%、中学校は72.3%、高等学校は38.0%であった。高等学校は、他校種と比較してインクルーシブ教育システムの理念を学校等の経営方針の中に盛り込んでいる割合が、約40%にとどまっていた。



2-2. 実態把握や支援の在り方等について検討を行う校内委員会の設置

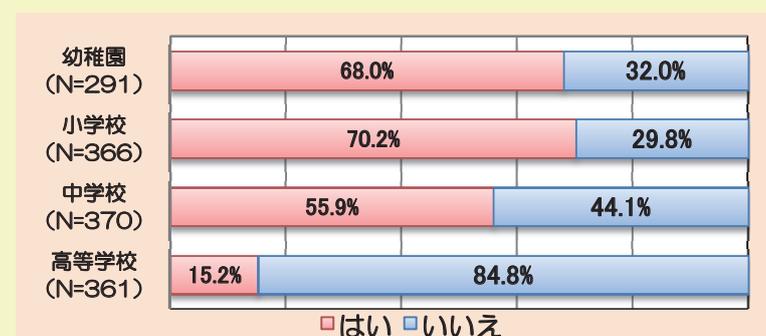
小学校、中学校、高等学校のいずれも高い割合で校内委員会が設置されていた。

校内委員会は、各校種ともに平均して3~6回程度開催されており、児童生徒の実態把握や支援の在り方などについて情報共有されていた。



2-3. 特別支援教育支援員の配置

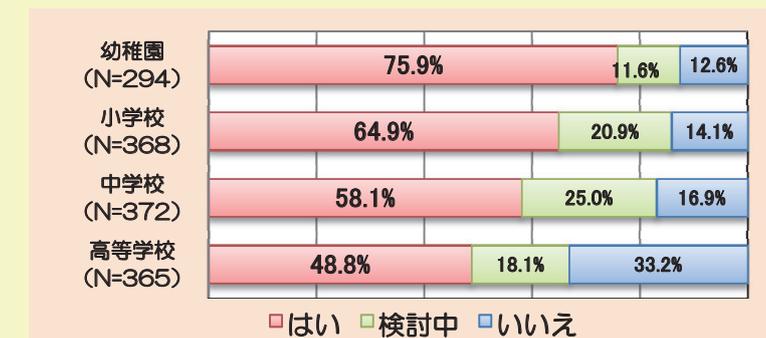
幼稚園は68.0%、小学校は70.2%、中学校は55.9%、高等学校は15.2%と、幼稚園と小学校において配置の割合が高かった。また、特別支援教育コーディネーターは、小学校、中学校、高等学校で高い割合で配置されていた。



2-4. インクルーシブ教育システムに関する情報共有や研修の機会

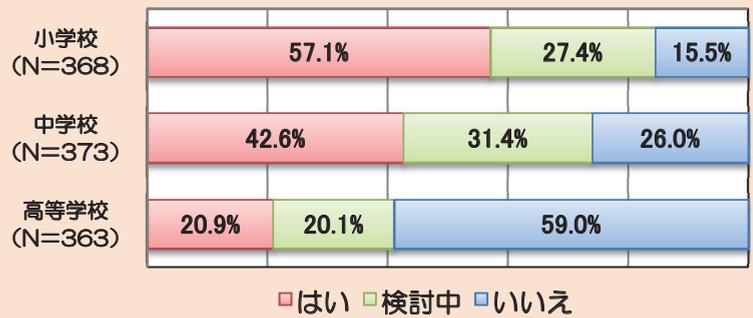
幼稚園は75.9%、小学校は64.9%、中学校は58.1%、高等学校は48.8%が情報共有や研修会を行っていた。

特別支援教育の専門性向上のための研修に参加する割合と比較すると、インクルーシブ教育システムの研修の機会は少なく、今後の取組に期待される。



2-5. 障害のある児童生徒についての周囲の児童生徒に対する理解・啓発

周囲の児童生徒に対する理解・啓発は、小学校（57.1%）、中学校（42.6%）高等学校（20.9%）の順に、障害によって日常生活や学習場面において様々な困難が生じることについて理解・啓発を行う割合が減少していた。



2-6. 通常の学級の児童生徒と特別支援学校の交流及び共同学習

小学校、中学校、高等学校と年齢が上がるほどに、交流及び共同学習の実施が減少している傾向が見られた。

*本調査では、学校間交流、居住地校交流の両方、あるいはいずれかの実施について尋ねた。

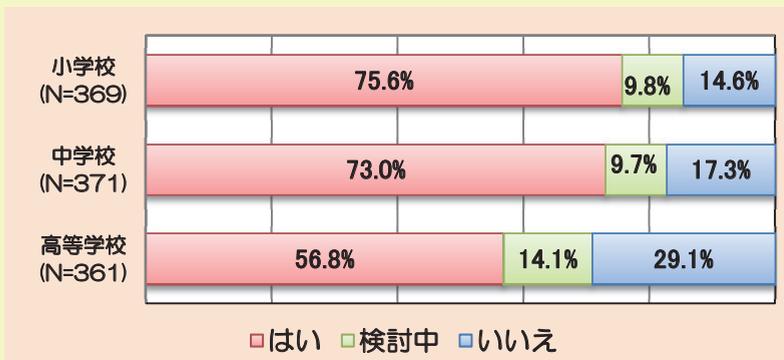
実施している学校の交流及び共同学習の形態としては、小学校では「居住地校交流」（84.9%）、高等学校では「学校間交流」（84.6%）が高い割合で実施されていた。



2-7. 特別支援学校と通常の学級との連携

小学校は75.6%、中学校は73.0%、高等学校は56.8%が、特別支援学校と連携していた。

具体的な指導方法等の支援については、小学校（76.8%）、中学校（59.0%）、高等学校（63.8%）となっており、今後もこうした取組を通じて連携が進むことが期待される。



2-8. 特別支援学校による地域住民への理解・啓発

約80%の特別支援学校が、地域住民にインクルーシブ教育システムや特別支援教育等について情報提供を行っていた。

また、約80%がホームページ、学校公開、運動会や文化祭等の学校行事の案内等を通じて、地域住民に対し理解・啓発を行っていた。



海外（イギリス・アメリカ・イタリア）の学校現場等における インクルーシブ教育システムの取組状況

研 修

- ▶ イタリア（ボルツァーノ県）では、インクルーシブ教育充実のための研修が重要視されていた。例えば、教育委員会と大学が連携し、校長等の管理職を対象とした研修が行われていた。

関係機関連携

- ▶ イタリア（ボルツァーノ県）では、保護者と学校、地域保健センターが連携して、障害のある子どもの支援内容について協議する「学校協議会」が設置されていた。学校協議会で作成する個別支援計画は、電子データ化され、メンバー間の情報共有に役立っていた。
- ▶ アメリカ（イリノイ州）では、高校在学中から就労支援機関と連携して指導を行っていた。また、就労後5年間、就労支援機関が生徒をフォローアップしていた。

評価指標の存在

- ▶ イギリスでは、インクルーシブ研究センターによって『インクルージョンの評価指標（Index for Inclusion）』が刊行されており、現在、第4版まで改訂されている。また、各地域で作成された評価指標が存在する。
- ▶ それぞれの評価指標の項目には、「リーダーシップ」「マネジメント」「子どもの学習の習得・達成状況」「保護者や関係機関との連携・協力」「資源」について共通性が見られる。
- ▶ 評価規準としては、実施の有無、実施状況の質、実施プロセス、到達状況を問う規準がある。

スタッフの配置

- ▶ イタリア（ボルツァーノ県）では、障害のある子どもの在籍状況に応じて教員・支援員を配置していた。この際、毎年度、学校から提出されるレポートに基づき派遣する人材や配置を見直していた。
- ▶ イギリス（ノース・ヨークシャー州のヨーク）の地方当局では、「自閉症」「聴覚障害」等といったように障害種別で担当部署が構成されており、高い専門性を有するスタッフが支援に当たるように組織されていた。また、障害や特別な教育的ニーズのある子どもの実態把握が重要との考えから教育心理士のスタッフが配置されていた。

指導体制、指導上の配慮

- ▶ アメリカ（イリノイ州）では、大半の授業が4～6名程度の少人数グループで行われていた。また、ICT機器が活用されていた。
- ▶ イギリス（ノース・ヨークシャー州）の通常の学校では、全教室にWiFiが接続され、障害のある子どもの実態に応じてタブレットを活用していた。
- ▶ イギリス（ノース・ヨークシャー州）の通常の学校では、自閉症のある生徒が安心して学校生活を送り、彼らの学習を保障するために、別途、教室が設けられていた。



少人数制による指導、
ICTの活用の様子



自閉症のある
生徒のための教室

ま と め

➤ インクルーシブ教育システム構築に向けた方針、理念

都道府県・政令指定都市教育委員会では、約80%が方針を策定していた。しかし、市区町村教育委員会では、検討中も含めると77.7%が未策定であった。

また、幼稚園、小学校、中学校では、72.3%~79.4%が学校経営方針にインクルーシブ教育システムの理念が盛り込まれていた。しかし、高等学校は、約40%にとどまっていた。

市区町村教育委員会の方針の策定状況に比べて、高等学校を除く学校種ではインクルーシブ教育システム構築を意識していることがうかがわれた。高等学校でのインクルーシブ教育システム構築に対する意識高揚に向けて、教育委員会と連携した取組が求められる。

➤ インクルーシブ教育システムの構築に関する研修

都道府県・政令指定都市教育委員会では、87.5%~97.8%が研修を計画・実施していた。しかし、高等学校の研修の機会は、48.8%にとどまった。

一方、市区町村教育委員会での研修の計画・実施の割合は半数に満たなかったが、幼稚園、小学校や中学校では58.1%~75.9%が研修の機会を有していた。学校レベルで、インクルーシブ教育システムについて理解を深めるための取組を進めていることがうかがわれた。

➤ 合理的配慮の充実を図るための基礎的環境整備と校内の体制整備や人的配置

計画的な基礎的環境整備については、都道府県（84.4%）、政令指定都市（50.0%）、市区町村（19.6%）と取組状況に差が見られた。こうした中、小学校と中学校では特別支援教育推進のための分掌を設置したり、特別支援教育支援員を配置したりと人的配置を含めた体制整備を進めていることがうかがえた。しかし、高等学校における担当分掌の設置や人的配置は、小学校と中学校に比べて十分に整備されていなかった。一貫した環境整備を進めるためにも、高等学校に対してはインクルーシブ教育システムについてより一層、啓発することが期待される。

➤ 交流及び共同学習の実施状況と障害のある子どもについての理解・啓発

都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会では、交流及び共同学習推進のための計画を策定しているのが56.3%~66.7%であった。しかし、学校現場では、教育委員会よりも実施する割合が低かった。そして、小学校、中学校、高等学校と進むにつれて、交流及び共同学習の実施の割合が減少傾向にあった。また、同様の減少傾向が、周囲の子どもに対する障害についての理解・啓発に見られた。このことから、障害のある子どもとない子どもが相互に触れ合ったり学んだりする機会が少なくなることで、理解・啓発の機会も少なくなると考えられる。

交流及び共同学習の推進や共生社会に向けて障害のある子どもの将来の支援者や理解者を育成するために、子どもの発達段階に応じて障害の理解・啓発を進めることが必要である。



<発行元>

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5-1-1

TEL : 046-839-6803

FAX : 046-839-6918



<本研究についての問い合わせ先>

インクルーシブ教育システム推進センター 上席総括研究員 原田 公人（研究代表）

本調査結果の詳細は、「インクルーシブ教育システム構築の現状に関する調査報告書」をご覧ください。

URL : <http://www.nise.go.jp/cms/7,0,32,142.html>

（平成29年12月発行）